

コトパンジャン・ダム年表(1979年～2018年)

年	コトパンジャン・ダム建設経過	調査報告書	立ち退き問題全般に係わる国際機関・政府・NGOの政策提言等	裁判の経過	裁判の経過2(文書提出命令)	その他
1979	9～11月 東電設計㈱、プロファイ(援助案件探し)を実施					
1980	3月 東電設計㈱、国営電力公社(PLN)との間で、「打ち合わせ報告書」(Reconnaissance Report)を作成 8月 東電設計㈱、プレ・フィージビリティ(予備実行可能性)調査を実施 10月 東電設計㈱、プレ・フィージビリティ報告書を作成		2月 世銀業務マニュアル「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」策定			
1981	9～10月 国際協力事業団(JICA)、事前調査団を現地に派遣					
1982	1月 東電設計㈱、JICAの委託によるフィージビリティ調査(F/S)に着手					
1983	12.9 リアウ州ティガプラス・コト・カンパル郡ハヶ村の村落指導者、パトゥ・プルスラット村にて17項目の要求事項を網羅した声明書を発表					
1984	3月 東電設計㈱、JICAの委託によるF/S報告書を作成 4.3～4.4 日本政府調査団とインドネシア政府との間で、1984年度円借款に関する協議が行われ、「コトパンジャン水力発電(E/S)」を含む17案件を、OECF調査対象案件とすることを合意。	7月 アンダラス(Andalas)大学、「環境影響分析」(ANDAL)調査委報告書を作成				
1985	2.15 海外経済協力基金(OECF)、エンジニアリング・サービス(E/S)のために11億5200万円の円借款を供与する貸付契約を締結。					
1986			10.10 世銀「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取扱に関する業務政策問題」(業務政策覚書)策定			
1987	2月 東電設計㈱とヨドウヤ・カルヤ社(P.Y.Yodya karya)、詳細設計(D/D)を作成		10月 世銀/IMF年次総会に際して、国際NGOフォーラムが、「集団移住計画」(transmigrasi)への世銀融資をレビューすることを求める決議を採択			
1988	3月 リアウ(Riau)大学、「環境管理計画」(RKL)と「環境モニタリング計画」(RPL)を作成 8月 東電設計㈱、詳細設計(D/D)と入札書類を作成 10月 世銀/IMF年次総会に際して、国際NGOフォーラムが、「中核農園プログラム」(PIR)への世銀融資をレビューすることを求める決議を採択					
1989	3月 鉱業・エネルギー省EIA委員会、「環境管理計画」(RKL)と「環境モニタリング計画」(RPL)を承認 10月 リアウ大学、コト・ラナ移住地の居住・耕作適地調査報告書を作成 10月 OECF、「環境配慮のためのOECFガイドライン」を策定					1.16 クドゥン・オンボ・ダムにおいて、5,390世帯23,380人の立退対象住民の内、およそ1,500世帯7,000人の住民の立退が未了のまま水門を閉め貯水開始 4.7 日本経済新聞、クドゥン・オンボ・ダムについて、「補償金が少なかった上支払いに不正があったこと」などから、数千人余りの住民が立退を拒否しており、政治的緊張が高まっていると報道 6.6 毎日新聞、クドゥン・オンボ・ダムについて、「住民無視しダム建設強行」「村は孤立化、水没危機」等と報道
1990	3月 OECF、インドネシアを訪問。①移住候補地の一部を訪問し、②村長、区長へのインタビューを行い、さらに③象のトレーニングセンターを視察し、④実施機関(PLN)との協議を行った 3.28～3.29 日本政府代表団、BAPPENASと90年度円借款案件について協議 5.24 外務省有償資金協力課、「インドネシア・コトパンジャン水力発電所建設計画における環境配慮について」と題する決裁書を各省庁協議用を作成 6.12～6.13 日本政府、オランダのハーグで開かれた対インドネシア援助国会議(IGGI)において、コトパンジャン・ダム建設事業資金を供与する意向のある旨を表明 6.18～6.19 日本政府は、パリで開かれたインド援助国会議において、ナルマダダム建設への追加融資を見合わせる旨を表明した。 6.18 外務省は、インドネシア大使宛に、コトパンジャンプロジェクトについてインドネシア側に確認すべき事項を照会するよう指示(往電593号)		3月 社団法人海外環境協力センターが、JBIC(OECF)の委託に基づいて「環境配慮解説書」作成のための委託調査報告書を作成 3月 社団法人海外環境協力センターが、環境庁の委託に基づいて「開発環境配慮推進調査」報告書を作成 6.1 世界銀行「非自発的移住に関する業務指令」策定			

コトパンジャン・ダム年表(1979年～2018年)

年	コトパンジャン・ダム建設経過	調査報告書	立ち退き問題全般に係わる国際機関・政府・NGOの政策提言等	裁判の経過	裁判の経過2(文書提出命令)	その他
	<p>7.4 インドネシア大使、往電593号によるコトパンジャンプロジェクトに関する照会に対するインドネシア側の回答を外務省宛に発信(来電1331号)</p> <p>8月～9月 日本の民間調査団、現地調査を実施し、日本政府に対してコトパンジャン・プロジェクトへの融資を中止するよう要求</p> <p>9月 日本政府、OECF再調査団を現地に派遣</p> <p>11.10 木庭健太郎議員、参議院決算委員会において、コトパンジャン問題について質問</p> <p>12.13 日本政府、インドネシア政府と交換公文(E/N)を締結し、コトパンジャン・ダム建設事業費の第1期分として125億円の円借款の供与を約束。この際、日本政府、インドネシア政府に対して3条件の遵守を要求</p> <p>12.14 OECF、コトパンジャン・ダム第1期工事分125億円の融資について、インドネシア側と借款契約(L/A)を締結</p>					
1991	<p>1990～1991 リアウ大学、南ムアラ・タクス(Selatan-Siberuang)において、居住・耕作適地調査を実施</p> <p>アンダラス大学、西スマトラ州のリンボ・ダタ(Rinbo Data) 移住地について、居住・耕作適地調査を実施</p> <p>リアウ州自然保全事務所と森林省自然保全局、野生生物管理に関する調査を実施</p>		OECD(経済協力開発機構)「開発プロジェクトにおける非自発的退去および移住に関するガイドライン」策定			
1991	<p>1月 インドネシア現地紙:3条件を報道</p> <p>2月 インドネシア政府、移転同意書の署名集めを開始</p> <p>4.5 日本政府調査団とインドネシア政府との間で行われた対インドネシア1991年度円借款協議の内容が、インドネシア大使から外務大臣宛に電信された。</p> <p>4.10 海部俊樹首相、国会において援助4原則を表明</p> <p>4.13～4.14 リアウ州政府により密かに招集されたバンキナン会合において、カンパル県地方政府と一部住民代表との間で補償基準同意書が作成された。</p> <p>4.14 日本において、コトパンジャンプロジェクトへのODAについて、住民の同意などが条件としてされていたことが報道された。</p> <p>4.19 西スマトラ州側で移転対象とされたタンジュン・パウ村及びタンジュン・バリット村について、郡庁所在地であるバンカランにおいて一部住民代表との間で会合が開かれ、補償基準等について同意書作成</p> <p>4.22 木庭健太郎議員、参議院決算委員会においてコトパンジャン問題について質問</p> <p>5.6～5.11 インドネシア森林保全ネットワーク(SKEPHI)の事務局長ヒラ・ジャムタニ女史が来日し、コトパンジャン・プロジェクトへの融資中止を訴えるとともに、独立調査ミッションの現地派遣を要請</p> <p>6.10 日本政府、4省庁協議で、コトパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業(第2期)を含む、対インドネシア1991年度円借款供与方針を決定</p> <p>6.12 日本政府、対インドネシア援助国会議(IGGI)において、コトパンジャン・ダム建設事業費の第2期分として、175億2500万円の追加融資を行う意図のある旨を表明</p>					
	<p>6.19 ウィーンで開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」(ICALD)会議、日本政府が「インドネシアのコトパンジャン・ダムへのOECF融資を中止すること」を勧告する決議採択</p> <p>7.18 コト・トウオ村のムアスさんがSKEPHI、タラタック協会(Yayasan Taratak)の代表とともに、OECFジャカルタ事務所を訪問し、住民声明書と182名の署名簿を提出。日本大使館は、面会要求を拒絶</p> <p>8月 リアウ州ティガプラス・コト・カンパル郡8ヶ村の村落代表が密かに集まり、住民総意声明書を採択。また、これに約700名の住民が署名</p> <p>9.2 リアウ州ティガプラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにおいて住民代表声明書を発表するとともに、下院、政党、政府機関などを訪問</p> <p>9.3 日本大使館、住民代表5名と「コトパンジャン連帯行動委員会」(KASANG)のメンバー20名による面会要求を拒絶</p> <p>9.4 住民代表5名とKASANGのメンバー3名が、日本大使館を訪問し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出。その際、2名の制服警官と私服警官が同席</p>					
	<p>9.7 2名の住民代表-ラハマトさん(本名アニス)とベヘラムサン(本名イエニー)-が来日</p> <p>9.9 住民代表、記者会見において、「日本政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からの声明書」を発表</p> <p>9.10 住民代表、愛知和男衆議院議員、小杉隆衆議院議員、矢田部理参議院議員、千葉景子参議院議員を訪問した後OECFと面談</p> <p>9.11 住民代表、林義郎衆議院議員と懇談</p> <p>9.12 住民代表、堂本暁子参議院議員と懇談した後、大蔵省国際金融局開発金融課を訪問</p> <p>9.13 住民代表、通産省経済協力調査室を訪れた後、外務省経済協力局有償資金協力課と会談し、住民総意声明書を焼く700名の署名簿を提出し、次いで経済企画庁経済協力第1課を訪問</p>					

コトパンジャン・ダム年表(1979年～2018年)

年	コトパンジャン・ダム建設経過	調査報告書	立ち退き問題全般に係わる国際機関・政府・NGOの政策提言等	裁判の経過	裁判の経過2(文書提出命令)	その他
1991	9.19 林義郎衆議院議員と小杉隆衆議院議員の仲介により、住民代表と4省庁・OECDとの話し合い 9.19 第2時円借款について交換公文を締結 9.22 2名の住民代表、離日 9.25 堂本暁子議員、参議院環境特別委員会においてコトパンジャン問題について質問。 9.25 OECF、コトパンジャン・ダム第2期工事分175億2500万円の融資について、インドネシア側と借款契約を締結 9.30 外務省経済協力局の島中篤参事官、来日中のギナンジャール鉱業・エネルギー相とコトパンジャン問題について協議 10.3 ODA研究会、外務省経済協力局有償資金協力課に対して、コトパンジャン・プロジェクト関連資料の提出を要求 10.3～10.5 外務省経済協力局有償資金協力課長の石橋太郎氏、インドネシア政府関係者と住民移転問題について協議		12月 OECD(経済協力開発機構)「開発プロジェクトにおける非自発的退去および移住に関するガイドライン」策定			
1992	3.2 松浦利尚議員、衆議院予算委員会においてコトパンジャン問題について質問 6月 「政府開発援助大綱(ODA大綱)」閣議決定 8月 プロウ・ガダン村の住民、コト・ラナ移住地へ移転 9.16～9.21 外務省経済協力局有償資金協力課長の佐藤重和氏を団長とする日本政府調査団が現地入り 10.16 コトパンジャン・ダムの建設工事開始 11.30 OECF、「スマトラ中部森林造成事業」の名目で、4億2600万円のE/S借款契約をインドネシア政府と締結					
1993	6月 ガジャ・マダ(Gajah Mada)大学、コトパンジャン・ダム貯水池地域周辺の配置調査に関する報告書を作成 7月 旧タンジュン・バリット村と旧タンジュン・パウ村の住民、リンボ・ダタ移住地に移転					
1994	3月 コトパンジャン・ダムのコンクリート打設開始 4.28 コトパンジャン・ダムの定礎式。在インドネシア日本大使館総括参事官の日賀田周一郎氏が出席		World Bank, "Resettlement and Development: The Bankwide Review of Projects Involving Involuntary Resettlement 1986-1993," April 1994			
1995	8月 OECF、「環境配慮のためのOECFガイドライン」を改訂		Pratap Chatterjee, "Secret World Bank document admits mistakes in Indonesia," International Press Service, July, 1995→ クドゥン・オンボ・ダム問題を指摘			
1996	2月 コトパンジャン・ダム/発電所のコンクリート打設完了 2月 ポンカイ村の住民移転	アンダラス大学調査報告書提出 10月 米倉調査報告書提出				
1997	2月 コトパンジャン・ダムの建設工事完了 2.28 コトパンジャン・ダム貯水池の灌水開始 12月 コトパンジャン・ダム/発電所系統の送電線の建設完了					
1998	1.28 OECF、「地方インフラ政府事業Ⅱ」に対して、297億3800万円を融資する借款契約をインドネシア政府と締結 6.15 旧タンジュン・バリット村の10世帯、補償請求訴訟をタンジュン・パティ地方裁判所に提起 6.24～6.27 旧タンジュン・バリット村と旧タンジュン・パウ村の住民131名が、パヤクンプのリマプル・コタ県庁舎前で座り込み抗議x 10月 コトパンジャン・ダム/発電所、操業を開始					
1999	3.10 リアウ州では3000名以上の立ち退き住民が飢餓に瀕しているとして、45名の住民がカンバル県知事庁舎前で抗議デモを挙行 5.17 富樫練三議員、参議院行政監視委員会においてコトパンジャン問題について質問		ODAを改革する市民・NGO連絡協議会「ODA改革に向けてのNGOからの提言」発表			10月 OECFと日本輸出入銀行(輸銀)が統合されて国際協力銀行(JBIC)となる。
2000	5.24 旧タンジュン・パウ村の67世帯、内務大臣、農業大臣、PLN総裁などを相手取って補償請求訴訟を提起					10月 JBIC「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」策定
2001	5月 JBICの委託により、ビタ・ピナ・スムスタ社(P.T.Bita Bina Semesta)が調査委報告書を作成					

コトパンジャン・ダム年表(1979年～2018年)

年	コトパンジャン・ダム建設経過	調査報告書	立ち退き問題全般に係わる国際機関・政府・NGOの政策提言等	裁判の経過	裁判の経過2(文書提出命令)	その他
2002	1.24～1.27 JBIC、事後評価ミッションを現地に派遣 3月 JBIC、「援助効果促進調査」(SAPS)チーム-日本工営(株)とジャカルタ基盤の開発NGO「ピナ・スワダヤ」(Bina Swadaya)で構成-を現地に派遣 4月 ピナ・スワダヤ、JBICに調査委報告書を提出 6.5～6.7 在インドネシア日本大使館松浦書記官、現地視察を行うとともに、西スマトラ州/リアウ州政府関係者と面談 7.27 西スマトラ州地域開発企画局(BAPPENDA)庁舎において、JBIC、SAPSチームの参加の下に「行動計画」に関するワークショップ開催 7.31 リンボ・ダタ移住地に関する「行動計画」が、西スマトラ州地域開発企画局(BAPPENDA)ムフリス・ムフタル氏、リンボ・ダタ第1村ペトウマス村長、リンボ・ダタ第2村ダルペン村長、JBIC・SAPSチーム団長下條哲成氏(日本公営社員)の間で署名 12.16 コトパンジャン・ダムの突然の放流により、下流域において人為的洪水が発生	5月 SAPS中間報告書と付属文書提出	JBIC(国際協力銀行)「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」制定	9.5 第一次提訴(原告:3861人) 原告住民と現地支援者ら16名が来日		
2003	1.24～1.27 外務省有償資金協力課の大月耕太郎課長補佐、西スマトラ州/リアウ州政府関係者、PLN関係者及びJBIC・SAPSチームを接触・協議 5.12 岩佐恵美議員、参議院行政監視委員会においてコトパンジャン問題について質問			3.28 第2次提訴(原告:4535人+WALHI インドネシア環境フォーラム) 原告住民と支援者ら7名が来日 7.3 第1回口頭弁論 9.11 第2回口頭弁論 原告住民2名と支援者1名が来日 10.9 第3回口頭弁論 原告住民1名と支援者2名が来日 11.13 第4回口頭弁論 原告住民2名と支援者3名が参加 12.11 第5回口頭弁論 原告住民1名と支援者2名が来日		
2004				1.22 第6回口頭弁論 原告1名と支援者2名が来日 3.11 第7回口頭弁論・進行協議 7.2 第8回口頭弁論 原告住民2名来日 7.30 第9回口頭弁論 原告住民1名来日 9.17 第10回口頭弁論 10.22 第11回口頭弁論 支援者1名来日 12.10 第12回口頭弁論 支援者1名来日	7. 文書提出命令申立	
2005		6月 カリミ・中山調査報告書発表		1.27 第13回口頭弁論 3.10 第14回口頭弁論 4.28 第15回口頭弁論 6.9 第16回口頭弁論 7.7 第17回口頭弁論 9.16 第18回口頭弁論 総論立証:証人 鷲見一夫(元新潟大学法学部教授) 10.17 第19回口頭弁論 総論立証:証人:アーエス・ダトゥ・ムド(住民原告)、グスティ・アスナン(国立アンダラス大学教授) 11.17 第20回口頭弁論 総論立証 エム・ラサッド(住民原告)		
2006				2.9 第21回口頭弁論 各論立証 証人 シヤムスリ(住民原告)、証人 ワルディア(住民原告) 3.9 第22回口頭弁論 各論立証 証人 マルリス(住民原告)、証人 ザキルマン(住民原告) 4.27 第23回口頭弁論 各論立証 証人 アミル・ペー(住民原告)	6.9 東京地裁判決(原告の要求を一部認める決定 すなわち東電設計にコンサルタント契約、工事の進捗状況報告書、完成報告書の提出を命じた)	
2007					5.30 東京高裁判決(地裁決定を維持) 6.29 東京高裁は東電設計の不服申し立てを認めないと決定。また、原告提出の不服申し立て(借款契約やダムへの湛水に関する文書を外交機密として不開示としたコトへの不服)も認めなかった。しかし、JBICの湛水に関する文書については地裁へ差し戻した 9.15 地裁の差戻審でJBICが湛水に関する文書(ただし黒塗り)を提出した 9.5 最高裁が東電設計の特別抗告を棄却決定し、地裁決定が確定した 9.20 東電設計が「監理契約書」、「進捗状況報告書」、「完成報告書」(英文:合計A4約3千3百ページ)を裁判所に提出	
2008				5.29 第24回口頭弁論 被告側証人尋問 ①証人 山田順一 JBIC開発業務部次長、②証人 吉田好男 東電設計海外事業本部海外総括部長 9.11 第25回口頭弁論(結審)	1.29 裁判所からJBICの未提出文書に関する口頭報告(事実上のインカメラ手続きの結果)があり、文書提出命令関係の裁判が終結	
2009		9月 新カリミ・中山調査報告書発表		9.10 東京地裁判決		

コトパンジャン・ダム年表(1979年～2018年)

年	コトパンジャン・ダム建設経過	調査報告書	立ち退き問題全般に係わる国際機関・政府・NGOの政策提言等	裁判の経過	裁判の経過2(文書提出命令)	その他
2010						
2011				5.30 控訴理由書を東京高裁が受理 11.30 被控訴人(国、JICA、東電設計)が答弁書を提出		
2012				3.2 控訴審第1回口頭弁論(控訴人住民アリ・アムランが陳述) 6.22 控訴審第2回口頭弁論(控訴人住民イスワディの証人尋問) 9.14 控訴審第3回口頭弁論(控訴人住民ヘルマンが傍聴)、審理の終結が宣言された 12.26 東京高裁判決		
2013				1.7 最高裁に上告受理申立(住民5609人)と上告(ワルヒ:インドネシア環境フォーラム)を行う 3.14 訴訟救助の適用を審査する東京高裁が却下決定。1週間以内に約6800万円の納付を要求されたが、期限延長(4月15日まで)が認められた 4.12 訴額を1人1万円に引き下げ、印紙代約41万円を高裁に納付 8.23 最高裁第2小法廷において審理開始		
2014						
2015				3.4 最高裁が上告受理申立に対して不受理、上告について棄却の決定を行った。 5.8 住民ならびにワルヒが法的な争いの終結を決定		
2016						
2017						
2018		7月 カリミ・藤倉調査報告書発表				